## 登録教習機関の登録の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条、第61条第1項又は第75条第3項に規定する「都道府県労働局長が登録した者」として登録したので、労働安全衛生法第112条の2第2項第1号及び登録製造時等検査機関等に関する規則(昭和47年労働省令第44号)第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

株式会社尾花組

令和 12 年 10 月 20 日 和労登録第 2 5 - 5 号

登録教習機関の名称 登録教習機関の住所 代表者職氏名 技能講習の業務を行う事務所の名称

技能講習の業務を行う事務所の所在地 行うことができる技能講習

登録年月日 登録の有効期間の満了日 登録番号 和歌山県田辺市上の山一丁目 15番 22号 代表取締役 尾花 庸介 株式会社尾花組 和歌山トレーニングセンター 和歌山県田辺市上の山一丁目 15番 22号 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び 掘削用)運転技能講習 令和7年10月 21日

令和7年10月21日

和歌山労働局長